

令和 7 年度版

小 諸 市 環 境 白 書

第 3 次小諸市環境基本計画に関する施策

令和 6 年度 実施状況報告書



小 諸 市

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1
- 2 第3次小諸市環境基本計画・・・・・・・・・・P. 1
- 3 令和7年度における施策分野別実施状況・・・・・・・・P. 2
 - (1) ゼロカーボン・・・・・・・・・・P. 2
 - (2) 資源循環・・・・・・・・・・P. 4
 - (3) 自然共生・・・・・・・・・・P. 5
 - (4) 生活環境・・・・・・・・・・P. 7
 - (5) くらし まなび つながり・・・・・・・・P. 10

1 はじめに

この白書は、令和6年度から令和13年度までを計画年度とする「第3次小諸市環境基本計画」において、環境指標として掲げた施策の進捗状況や環境行政の現況などを年次報告書として取りまとめたものです。小諸市環境条例第9条第1項により、市は環境保全に関する施策の実施状況等を公表することとしていることから、報告書として公表するものです。

2 第3次小諸市環境基本計画

小諸市は、小諸市環境条例に基づき、現在だけでなく将来の市民が健康で文化的な生活ができるように、自然環境や生活環境を保全するために、平成13年度より小諸市環境基本計画を策定し、各種施策に取り組んできました。

第3次小諸市環境基本計画は、小諸市が「2050年ゼロカーボンシティの実現」を宣言しており、また、令和5年には環境省より脱炭素先行地域にも選定されたような状況も踏まえ、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間、最終年度である令和13年度を目標年度と設定しており、次のような体系によって構成されています。

(1) 目指す環境像

本計画では、「豊かな自然とともに暮らし だれもが心やすらげる ゼロカーボンなまち こもろ」を目指すべき環境像として掲げ、小諸市の抱える課題に対する解決を目指します。

(2) 5つの施策分野

上記の環境像を実現するために、5つの施策分野とそれぞれの基本方針を次のとおり設定しています。

分野	基本方針
ゼロカーボン	ゼロカーボンにつながる「くらし・しごと・まち」を推進する
資源循環	ずく出して「ごみを資源に」 ゼロカーボンで循環型のまちづくりを推進する
自然共生	豊かな自然や歴史文化をともに守り、育み、つなげる
生活環境	心やすらぐ、健やかで快適なくらしを実現する
くらし まなび つながり	環境にやさしい取組を学び、実践する人づくり

(3) 重点施策

小諸市は、令和5年4月に環境省より「脱炭素先行地域（第3回）」に選定されたことから、対象地域において概ね5年程度の間で脱炭素の取組を集中して実践することで、2030年までに脱炭素先行地域内での民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出量実質ゼロの達成を目指しております。

しかし、脱炭素先行地域のみならず、小諸市全域で一体となった取組が重要であることから、現状や社会情勢等から将来を見越して優先的に取組むべき課題に対応する3つの重点施策を次のとおり位置づけております。

なお、重点施策の内容についてはそれぞれの分野に限らず、分野横断的な複数の取組を組み合わせ
て実行していく者として幅広い取組による相乗効果を期待したものです。

重点施策 1：脱炭素先行地域におけるゼロカーボンの推進

重点施策 2：建物の断熱化及び再生可能エネルギーによる地産地消の実現

重点施策 3：市内の環境づくだしさんにつながるプロジェクト

3 令和 6 年度における施策分野別実施状況

(1) ゼロカーボン

ア 実現方針

公共施設や市内事業所、各家庭における更なる省エネルギーを推進し、恵まれた自然環境を利用し
た再生可能エネルギーを最大限導入すること、さらには新しいライフスタイルへの転換を図ることで、
市内全域のゼロカーボン化を推進します。

さらに、自然環境を保全することで気候変動に適応する対策を進めます。良好な森林資源は、大雨な
どの防災強靱性を高めると同時に、CO₂ の吸収・固定量の維持につながることを期待できます。

イ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和 4 年度)	目標年度 (令和 13 年度)	現状 (令和 6 年度)
公用車の EV 車導入	0 台	150 台	5 台※
公共施設の再エネ発電 量（自家消費分）	0kW	1,992kW	176kW
市補助金を活用した太 陽光発電設備設置及び 蓄電池による温室効果 ガス削減量	210.7t-CO ₂ /年	210.7t-CO ₂ /年	157t-CO ₂ /年

ウ 温室効果ガスの削減

市内の温室効果ガスの削減をするために、省エネの取組を推進しております。

令和 6 年度は、公用車の一部を EV 化（5 台）するとともに、同一敷地内の事業者である浅間南麓こ
もろ医療センターと EV カーシェアリングに係る協定を締結し、公用車の EV 化及びカーシェアによ
る二酸化炭素の削減に取り組みました。

また、排水処理施設の統合による消費電力の削減のため、農業集落排水施設の処理区統合に向けた公
共下水道事業計画も進められました。

排水処理施設の水処理化過程で発生する電力等の削減のため、小諸浄化管理センターでは、下水処
理水量 2,253 千 m³（前年度 2,188 千 m³）に対し、電気使用量は 111.4 万 kWh（前年度 112.5 万 kWh）と
なりました。

エ 再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーを積極的に使うこと、所有する建物の屋根で自らエネルギーを作り、もしもの時に備えるよう取組を推進しております。

公共施設では、環境省による「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、令和6年度までに市庁舎及び市民交流センターの屋根上に太陽光発電設備 56kW を導入し、年間 71,964kWh の発電量となり、再エネ電力の自家消費率の向上を目指しております。

また、家庭向けには、市の単独事業として小諸市蓄電システム導入補助金により太陽光発電設備と蓄電池の導入を支援しており、令和6年度は 58 件、太陽光発電設備 334.76kW、蓄電池 502.56kWh 分の導入を支援しました。

オ 気候変動への対応、災害対策・防災

将来の気候変動の影響による被害を回避、軽減するための適応策について、さまざまな分野で連携しながらリスクに備え柔軟な対応を推進し、自然災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの気づきと熱中症予防行動を促すための「熱中症警戒アラート」の実施が令和3年夏より全国で運用開始になったことから、小諸市では、熱中症警戒アラート発出時には、市公式の SNS での周知をを行っています。また、熱中症予防のための啓発のほか、指定暑熱避難施設「クーリングシェルター※」への登録喚起を行い令和6年度は5カ所の登録があったほか、指定場所、指定事業所の周知を行っています。

※クーリングシェルターとは、気候変動適応法の改正に伴い、危険な暑さから避難できる場所として熱中症警戒アラートの発表期間中は、市町村が定めた指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）が一般に解放されます。

(2) 資源循環

ア 実現方針

小諸市の廃棄物に関して課題であるごみの減量及び資源化率を向上させながら、4 R（リユース、リデュース、リサイクル、リプレイス）を促進することで、循環型社会の実現に貢献します。市民、事業者と市がパートナーシップを図りながら、廃棄物の適正処理を進め、災害時の連携も強化していきます。また、循環型社会の生活様式に移行することで、ゼロカーボンのまちづくりを進めていきます。

イ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	現状 (令和6年度)
家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	5,410t	5,310t	5,238t
燃やすごみに含まれる プラスチック製品の 再資源化	632t	232t	0t
燃やすごみに含まれる 生ごみの減量	567t	267t	661t
燃やすごみに含まれる 古紙の減量	592t	392t	536t
事業者への分別指導の 実施	46社/年	50社/年	14社/年
市民1人1日当たり のごみの排出量の削減	807g	767g	748g

ウ 4 Rの推進による廃棄物の減量化

廃棄物の減量を進め、クリーンヒルこもろにおける焼却コストを抑制し、焼却炉の負荷を減らすことで施設の長寿命化を図ります。

資源物分別をを苦心し、燃やすゴミの排出量を削減するために、広報こもろ、ごみカレンダーにて分別方法を紹介した記事を掲載しております。

リウスの普及啓発と実践として、令和6年度に株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、ネット型リユース事業「おいくら？」を通じたリユース（再利用）の推進を行っております。

エ ごみの適正処理

家庭・事業所等から出る燃やすごみに含まれる資源物を分別・再資源化し、循環社会の実現を目指しております。

令和6年度ごみの組成調査を行った結果、燃やすごみに含まれる生ごみの量、古紙類の量は、それぞれ1.5%、1.3%増加していました。広報こもろ等によって資源物の分別による経済効果を周知し、適正な分別が行われるよう啓発を行いました。

オ 市民、事業者、市の取組の推進

適正にごみを排出することで、市民1人1日当たりのごみの排出量を削減することを目指しております。

小諸市では、広報にて年に2回、ごみの組成調査結果を掲載しております。

小諸市衛生自治会と市職員が協力して集積所に立ち、違反ごみの確認と調査を1回実施しました。

また、小諸市では、平成27年度よりごみの減量と分別（資源化）に興味を持っていただくため、講座に参加して、減量や分別について学び、市民の皆さんに広めていただく「ごみ減量アドバイザー」を設置しております。ごみ減量アドバイザーの活動として、アドバイザー会議、小諸市衛生自治会との合同会議・視察研修、講演、イベント出展、クリーンヒルこもろ見学対応を行いました。

(3) 自然共生

ア 実現方針

小諸市の森林、河川、農地といった多様な自然について、地域の特性に合わせた保全を行い、いきものの生育・生息環境については、それらをつなぐ生態系ネットワークの保全を推進します。

森林や農地では、多様な担い手による持続可能な適正管理を進めることにより、生態系の保全や気候変動への適応策として土砂災害の軽減につなげます。

森林や農地の保全や利活用により、市民や都市間交流の場の創出による地域活性化、バイオマス資源の活用、CO2吸収源の確保に貢献します。

市内に生息する動植物が市の優れた自然環境を象徴する貴重な存在であり、動植物との共存が市民の豊かな生活に欠かすことのできないものであるため、自然環境の保全を図るとともに動植物を保護する意識を高め、将来の世代に継承していきます。

イ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	現状 (令和6年度)
森林環境贈与税を活用した森林整備	5ha/年	5ha/年	0.89ha/年
保護動植物の指定数	0種	10種	4種
花いっぱい運動による緑に対する意識の高揚	84団体/年	84団体/年	84団体/年

ウ 森林・農地・地下水・河川の保全

小諸市の森林は、概ね①1,000mより高標高地の国有林、②森林経営の可能性のある団体有林等、③森林経営が期待できない小規模森林又は里山に区分されます。小諸市では、②と③について主体的に森林の保全管理・活用の支援を推進しており、①については、団体有林等に対する皆伐・植林の計画的な推進として、下草刈3.17haの規模で行われました。②については、森林環境贈与税を財源とした森林経営管理制度に基づく民有林の経営管理計画の策定を行いました。

自伐型林業の積極的な導入と展開として、自伐型林業者への作業道整備補助金による支援（１件）、里山・森林の保全と活用に向けてと鳥獣被害対策実施体による被害防止活動や、捕獲されたシカのペットフード化等の先進的な取組を実施しております。

このほかにも、松枯れ被害対策として松くい虫被害木伐採の補助金により支援（34 件）を行いました。

エ 生物多様性の確保

小諸市は、北部に浅間山麓の森林地域で上信越高原国立公園に指定されています。市内には、川が千の数ほど曲がっている様子から呼ばれるようになった千曲川が流れ、その西側には、多くの溜池が点在する御牧ヶ原台地、懐古園、飯綱山公園などの大きくまとまった緑空間もみられます。斜面地に点在する緑や水路などの自然環境とまちなかの都市公園が有機的につながることで、緑のネットワークも形成されています。

生物多様性が市民にもたらす様々な恩恵を維持するためにも、小諸市の自然特性に基づく豊かな生物多様性や生態系の保全に取り組むこととしております。

小諸市では、特定外来生物法により生態系などに被害を及ぼす種（特定外来生物）として指定されている植物のうち、市内で多く繁殖している「アレチウリ」「オオキンケイギク」の駆除に取り組んでいます。特定外来生物は、飼育・運搬・輸入・放逐などが法律により規制されており、生息域を拡大させないためには、継続的な駆除活動を展開する必要があることから、ホームページ、広報こもろ、チラシ配布による啓発活動、「小諸アレチウリ駆除の会」主催の駆除活動への参加・支援により取り組んでいます。

オ 自然とふれあう場の創出・活用

小諸市の自然環境や緑空間の適正な維持管理を行うことで、市民が自然とふれあう機会が増えるとともに、都市や近郊の市町村との交流の場としても活用することができます。さらに、自然観察会や自然体験活動などのきっかけづくりを推進することで、多様な自然との関わりの確保を図ります。

令和６年度取組としては、小諸市立千曲小学校「緑の少年団」の活動により、森林の体験学習を実施しました。西小諸活性化施設「みはらし交流館」を活用して農村と都市の交流（グリーンツーリズム）を推進し、3,439 名の利用がありました。

また、事業者と協力した保全活動の推進として、森林（もり）の里親事業による沖電気工業株式会社の社員及びその家族による森林整備ボランティア、東洋ライス株式会社、東都生活協同組、JA 全農長野、及び小諸市の協力体制により北大井地区（小諸市柏木下区）での田植え、稲刈り体験及び生き物調査を実施しました。

令和６年２月に東京都狛江市と締結した「2050 年脱炭素社会の実現に関する連携協定」に基づき、狛江市民の親子が小諸市へ来訪し、環境学習を行うツアーを実施しました。

(4) 生活環境

ア 実現方針

くらしの基本となる大気・水質などの環境調査を実施し、市民生活・事業活動による環境負荷の削減などにより、安全で安心して暮らせる生活環境の確保に向け取組を進めます。生活環境基盤を確保するために、市は法令等に基づき調査を実施し、調査結果の基準を超えた場合はその要因を分析し、適切に指導を行います。

また、生活基盤に関する情報は適時市民へ情報発信を行い、関係者と共有し、具体的な対策等の検討につなげます。

イ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	現状 (令和6年度)
景観形成基準に基づく 景観形成の推進	234 件/年	234 件/年	174 件/年
交通事故死者数	0 人	1 人以下	0 人
交通事故重傷者数	4 人	12 人以下	2 人
一般大気環境基準達成率 (光化学オキシダント を除く)	100%	100%	100%
千曲川の水質 (年平均 BOD)	1.15mg/L	1.0mg/L	1.438mg/L
汚水処理（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）			
普及率	99.20%	99.60%	99.3
水洗化率	93.60%	95.50%	95.2
汚水処理率	85.10%	95.20%	94.7
騒音・振動・悪臭に 関する苦情受付件数	13 件	10 件	18 件
光化学オキシダント 注意報発令件数	0 件	0 件	0 件
苦情受付件数（騒音・ 振動・悪臭以外）	99 件	90 件	103 件

ウ 環境・歴史・文化と調和した良好な景観の保全

小諸市の特徴である「眺望景観」、「自然景観」、「歴史的景観」を活かし、それらに密接した人々の生活の場を感じられる環境・歴史・文化と調和した良好な景観の保全を推進します。

特に、再生エネルギーの普及については、平成24年度の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入により小諸市内でも太陽光発電設備の導入が増加しましたが、森林を伐採、住宅の隣接地を開発して設置されるなど、自然環境の破壊、景観の阻害、雨水の敷地外の流出による影響、開発によ

る災害の誘発や生活環境、景観、防災への影響などが懸念される事例、地域住民との合意形成が不十分で着工後トラブルに発展する事例などが生じています。

このため、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至るまでの太陽光事業全般において地球環境を保全し、及び災害の発生を防止するために、「小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき事業者に対して太陽光事業の適正な実施を求めていくとともに、今ある自然環境や景観と調和を図りながら引き続き太陽光発電事業を促進していきます。

また、補助金活用や民間事業者への屋根貸事業の実施により、引き続き公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。

エ 交通安全の推進

高齢化が進展することを踏まえ、高齢者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成が必要であり、さらに、少子化が進展する中で、安心して子どもを産み、育てることのできる社会を目指すために、子どもを交通事故から守る観点から歩行者空間の整備を推進します。

小諸市では、市内小学校6校へ新入学生を対象に通学用ヘルメットを配布しております。また、自転車用ヘルメット着用が努力義務化されたことを背景として、着用率向上に向けて市内に居住する小学生から高校生までを対象にした自転車用ヘルメット購入補助金により支援を行っており、令和6年度は104件の活用がありました。

オ 空気のきれいさを確保する

事業活動や日常生活から発生する大気汚染を防止するため、定期的に調査を行い、情報を公開し、良好な大気環境づくりを目指すこととしております。

大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質および光化学オキシダント）については、長野県が測定局（小諸局・東信教育事務所、佐久局・佐久合同庁舎）を設置し、常時測定しています。これに加え、小諸市では市内の主要幹線道路沿線48箇所において二酸化窒素による大気汚染状況の調査を継続して実施しています。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について環境基準を超過した日はありませんでしたが、監視を継続します。

また、野外焼却により、煙で窓が開けられない、臭いが洗濯物につく、などの相談が多く寄せられています。農家が行う稲わらや雑草の焼却など例外的に認められている行為でも周辺に悪臭等の影響を及ぼしている場合は、焼却を中止していただき、近隣に迷惑にならないよう時間等配慮していただくよう指導を行っています。

カ 水のきれいさ・土壌等の安全を確保する

事業所や家庭からの排出水の浄化、水質汚濁物質の除去の推進を図り、公共用水域の水質調査を行い、土壌汚染とこれを通じた地下水汚染の未然防止を推進、また、良質な水質が保全された健全な水環境を確保を目指しております。

小諸市の上水道水源は、全てが地下水と湧水であることなど、公的な目的で地下水を多く利用していることも踏まえ、平成24年6月に小諸市環境条例の一部改正を行い、「地下水は地域で共有する財産」

であることを位置付けています。また、近年の外国資本による森林買収など、目的不明な土地取引による地下水への影響や、涵養機能の低下などによる地下水の減少が懸念されていることから、平成 29 年 6 月に条例の一部改正を再度行い、地下水の採取の規制を強化しました。この改正条例は平成 30 年 1 月に施行され、小諸市内で井戸を設置するためには、原則として市長の許可が必要となりました。

加えて、外国資本等による水資源をねらったとも考えられる森林買収などについて、近隣市町村と情報共有を図りました。また、自治体のネットワークによる情報交換と共有、地域を越えた水資源の保全に取り組むことを目的とした『水資源保全全国自治体連絡会』へ参加し、全国の自治体から先進的事例等の情報収集を行っております。

キ 騒音・振動・悪臭等の抑制

事業活動や日常生活から発生する騒音・振動を防止するため、規制や指導を行い、良好な環境づくりを目指しております。

工場・事業所から発生する悪臭については、立入検査を行い、必要に応じて臭気測定を実施するなど、「悪臭防止法」など関係法令に基づき長野県と連携しながら指導を行っています。

ク さまざまな公害の対策

さまざまな公害発生時には、発生原因者に対し迅速で適切な対応を実施させるとともに、関係機関との連絡調整を密に行い、公害の未然防止や早期解決に努めております。

企業の拡張や新規の進出にあたっては、環境保全協定書の締結・公害の未然防止の対策を講じさせるとともに、周辺地域との調和を保つよう助言・指導等を行っております。

(5) くらし・まなび・つながり

ア 実現方針

複雑化、多様化する環境問題の解決にあたっては、より多くの人が環境に関心を持ち、環境保全の大切さを理解したうえで協力しながら取り組むことが必要であることから、小諸市では率先して環境保全活動に取り組むよう推進します。

イ 環境指標

環境指標	基準年度 (令和4年度)	目標年度 (令和13年度)	現状 (令和6年度)
愛のりくん利用者数	53,824人	60,000人	56,840人
環境学習数 (出前講座含む)	4回	10回	7回
任意団体数	0団体	5団体	0団体

ウ 環境にやさしい消費行動の推進

大量消費、大量廃棄の生活から環境に配慮した消費や活動を実践する行動変容をみんなで取組み、誰もが当たり前になる環境づくりを形成しております。

移動に伴う温室効果ガスの削減に対する行動変容を促しております。小諸市の公共交通のひとつである予約制相乗りタクシー「こもろ愛のりくん」の令和6年度の延べ利用者は、56,840人でした。また、ウォーキングを促進するために「こもろ健幸マイレージ」にて運動習慣の定着を促進しており、事業への参加者数は延べ817人でした。

市民向けに對した電気自動車等を購入するための支援をしており、令和6年度は12件の補助金利用がありました。

エ 環境教育・環境保全活動の推進

市民・事業者・団体・行政などあらゆる主体のパートナーシップを構築し、情報共有を行い環境に配慮したまちづくりを進めております。

前講座、施設見学、自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図りました。また、学校や地域における環境教育やイベントの開催を通して、意識啓発を図りました。省エネやごみの分別方法など環境に関する情報について、広報こもろや市ホームページなどを活用し、市民に対して提供やPRを行いました。クリーンヒルこもろでは、環境学習スペースを活用した環境学習を行っており、市内小学校4校の社会科見学に活用され、全16団体320名の環境学習を行いました。

長野県から「食中毒注意報」が発出された際は、市ホームページにて市民への注意喚起も行っております。